

平成24年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成24年3月23日(金) 午前10時40分開議

- 日程第 1 議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算
日程第 2 議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 3 議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第 4 議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 5 議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 6 議案第33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第 7 議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

- 追加日程第 1 請願第 1号 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書の提出を求める請願
追加日程第 2 請願第 2号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を求める請願
追加日程第 3 報告第 7号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収市予算書、資金計画書の報告について
追加日程第 4 議案第35号 愛荘町行政組合条例の一部を改正する条例
追加日程第 5 議案第36号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
追加日程第 6 議案第37号 東近江行政組合への加入につき議決を求めることについて
追加日程第 7 議案第38号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更について
追加日程第 8 議案第39号 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解について
追加日程第 9 議案第40号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算(第13号)
追加日程第10 議案第41号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

追加日程第11 議提第 3号 議員派遣について

追加日程第12 議提第 4号 委員会の閉会中における継続調査について

追加日程第13 意見書第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡 忍ミ子君	12番 瀧 すみ江君
13番 森 隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己 保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村西俊雄君	副 町 長 宇野一雄君
教 育 長 藤野智誠君	総 務 主 監 福田俊男君
理 事 細江新市君	教 育 次 長 村西作雄君
給食センター所長 満島徳男君	住 民 福 祉 主 監 杉本幸雄君
収納管理主監 辻 善嗣君	総 務 課 長 小杉善範君
農林建設主監 田原秀郷君	農 林 商 工 課 長 北川元洋君
図 書 館 長 西河内靖泰君	学 校 教 育 課 長 國領順子君
子ども支援課長 川村節子君	健康子ども対策主監 小西文子君
住 民 課 長 徳田幸子君	環 境 対 策 課 長 飯島滋夫君
福 祉 課 長 野々村たつ江君	管 理 課 長 北川孝司君

事務局職員出席者

議会事務局長 山田清孝 書 記 田中智子

開会 午前10時40分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議案審議に入ります。

お諮りします。ただいま請願2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第1、請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書の提出を求める請願を議題にします。

お諮りします。請願第1号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

請願第1号について、紹介議員の説明を説明を求めます。4番、高橋正夫君。

〔4番 高橋正夫君登壇〕

○4番（高橋正夫君） 請願第1号 請願書

愛荘町議会 議長様

請願者 滋賀県彦根市川瀬馬場町 922-1

東びわこ農業協同組合 経営管理委員会会長 梅本 勇

代表理事理事長 澤 憲一

滋賀県愛知郡愛荘町島川 237

農政連盟愛知中部支部 支部長 上田太治

紹介議員 高橋正夫

環太平洋経済連携協定(T P P)交渉に関する意見書の提出を求めることについて、朗読をもって趣旨ならびに理由を報告させていただきます。

請願の趣旨および理由 昨年11月11日に野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定(T P P)の交渉参加に向け、関係国との協議に入るとの方針を表明しました。この関係国との協議とは、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明です。

T P P 交渉への参加は、農林水産業をはじめ、医療、社会福祉、金融、保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活に計り知れない影響を与えるものです。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興が未だ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは、到底容認できるものではありません。

こうした我が国の将来に関わる重要な課題を包含していることに鑑み、T P P 交渉への参加問題については、国会において、慎重に審議するとともに、国民に対し、詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要です。

つきましては、地方自治法第 99 条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願します。

記 1、T P P による影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したT P P 交渉への参加方針は即時に撤回すること。2、F T A (自由貿易協定)やE P A (経済連携協定)において、我が国の食料安定保障の観点から、必要な関税による国産農畜産品の保護や、誰もが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度・仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(本田秀樹君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、請願第1号 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書の提出を求める請願は、採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第2、請願第2号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を求める請願を議題にします。

お諮りします。請願第2号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

請願第2号について、紹介議員の説明を説明を求めます。12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。請願第2号の方の説明をさせていただきます。まず、朗読をさせていただきます。

愛荘町議会 議長殿 2012年2月21日

請願団体 団体名 湖東民主商工会

住所 東近江市聖徳町4-14

代表者 会長 笠井義博

紹介議員 瀧 すみ江

「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を求める請願

請願趣旨 野田新政権は、2010年代半ばまでに、消費税を段階的に引き上げ、10%にする消費税増税法案を、今通常国会に提出しようとしています。これに対し、今こんなに暮らしが大変な時に増税は困る、この不景気の時に10%なんてとんでもない、

との不安の声が渦巻いています。その結果、マスコミの洪水のような消費税の増税不可避宣伝の中でも、世論調査では社会保障財源としても消費税増税反対が賛成を上回っています。こんな時に消費税 10%増税をすべきでないは、今や国民の声です。貴議会においても、こんな時に消費税 10%増税はすべきではないとの立場から、政府に意見書を提出していただきたく請願するものです。

その理由の第 1 は、年収 200 万円以下のワーキングプアが 1,000 万人を超え、生活保護受給者数が過去最悪を記録し続けるなど、貧困と生活苦がますます深まっている時だからです。

第 2 は、諸費税が 3 %から 5 %になら 1997 年は景気が上向いている時でしたが、増税後、個人消費は落ち込み続け、20 年におよぶ不況になりました。今回は深刻な不況が続いている中での 5 %から 10%への増税で、GDP の 60%を占める個人消費が落ち込み大不況になることが必至だからです。また、大不況は、税収の減収につながるからです。中学 3 年生の公民の教科書でも、デフレ不況からの脱出は税金を下げることで教えています。

第 3 は、今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になるからです。

第 4 は、消費税は 5 %の今でも価格に転嫁できない中小業者にとっては、身銭を切って納税する過酷な税金になっており、近々では税金滞納額の半分を消費税が占めているほどです。消費税 10%が中小業者を一層の営業困難や廃業に追いやることは必至で、地域経済や地域社会の一層の疲弊につながるからです。

請願事項 「こんな時に消費増税は行わないこと」との意見書を、地方自治法第 99 条の規定に基づいて、関係省庁に提出されたい。

ただいま、請願書の方を読ませていただきました。ここでも訴えられていますが、消費税は低所得者ほど負担の重い、不透明な税です。所得の低い人は生活のために収入のほとんどを使ってしまいますから、収入に対する消費税の負担率が高くなります。お金持ちは収入の一部しか使わず、残りは貯蓄したりしますから、収入に対する消費税の負担率は低くなります、

ワーキングプアと呼ばれる年間所得 200 万円までの人の場合、現在の消費税 5 %で約 5 %の負担率となり、年間所得 200 万円の人の場合、年間約 10 万円の消費税を

支払っていることとなります。消費税が 10%になれば耐えられない負担となります。所得税の場合は、一人ひとりの自働に合わせて負担を軽減することが可能です。例えば、震災で被害を受けた人には所得税や住民税を減免する制度があります。

ところが、この請願書の中でも出ていましたように、消費税はそうはいきません。全国的に商品が流通している中で、被災地だけ消費税を非課税にするなどということは不可能です。消費税増税はすべての国民にいやおうなく負担増を押し付けます。政府が消費税を社会保障、目的税にすると言っていますが、実際には消費税率を5%あげても社会保障の拡充に回るのは1%分だけです。

議員の皆さまにおかれましては、請願の趣旨をご理解いただきまして、ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、請願第2号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 賛成少数です。よって、請願第2号 「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

◎議案第28号から34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計から日程第7、議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題として、3月5日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に付託され、審査報告が提出されていますから、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算特別委員会 西澤委員長。

〔予算特別委員長 西澤久仁雄君登壇〕

○予算特別委員長（西澤久仁雄君） 予算特別委員会 委員長報告を行います。

平成24年3月23日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町予算特別委員会 委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果 議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月14日に、総務部門・民生部門・産業建設部門および教育部門に分け、部門別に総括質疑を行い、慎重に審査されました。

主な内容は、総務部門は、町たばこ税について、社会資本整備総合交付金と中山道の整備について、企業立地優遇助成金について、防災計画の見直しについて。

民生部門は、コミュニティづくり推進事業補助金について、介護激励金について、介護保険第5期の保険料の増額と介護予防、医療・福祉について、つくし保育園の改修と総合子ども園について、つくし保育園の正職員・非正規職員について、災害時の要援護者の取り組みについて。

産業建設部門は、地域活性化住宅省エネ等改修事業補助金について。

教育部門は、新人環境学習やまの子事業補助金と秦川山の活用について、学校給食費の値上がりの保護者への対応について、給食センター開所による各学校への説明における問題点について、給食センター運営の児童に対するアンケートについて、給食センターのDVD作成について、中高一貫教育および児童・生徒数および教員数の増減について、伝統文化の継承と中山道整備およびまちじゅうミュージアム構想について。

最後に、総括質疑として、2款総務費5財産管理費の備品購入費について、ホームページ作成業務委託について、湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金と外出支援介護予防および高齢者施設について、買い物袋とごみ袋代金についてなどの、活発に審議が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で、議案第28号 平成24年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。8番、河村議員。

○8番（河村善一君） 予算全般にわたってよろしいですか。今の報告について質問ですか。

○議長（本田秀樹君） 報告です。

○8番（河村善一君） はい、すみませんでした。

○議長（本田秀樹君） 質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。平成24年度一般会計当初予算に対して、反対をいたします。

まずはじめに、旧愛知川町、当時から財源確保の提案をしてきた1つとして、電柱占用利用の徴収、これが実現をしてまいりました。

また、愛知川両小学校の空調設備の設置そして町営住宅の安全対策工事の実施等などについては評価をいたします。

そして、税務不況に加えて、内外で惹起した災害等による不況、デフレ不況に合わせて、不況がますます厳しくなった。こうした経済状況の支援策として導入された地域活性化住宅省エネ等改修事業の新設は、小さな経済の中で地域活性化の1話になればと期待をしております。

街道交流館整備事業を本格的に取り組むとして、概算1億3,000万円を見込んで、旧近江銀行愛知川支店への買収および整備のための不動産鑑定費が予算化されました。愛荘町の名所旧跡と合わせての中山道の整備、旧愛知郡役所の保存と合わせて見れば、歴史を回想させる新たな観光資源となると強く推奨します。

湖東三山インターチェンジの供用開始に伴い、中山道への関心は高まり、本町の通加者であった人が滞在者となって、地域交流の活性化がますます深まるというふうに考察します。

昨年からはまった農村生活体験事業は都市部の中学生に農村の価値を大切さを知っていただくのと合わせて、農林商工観光一体型の産業振興が、これらと伴って相まっ

て図っていけると考えます。

愛荘町総合計画は、時代の流れを適確に捉え、農村の価値をしっかりと認識した上での計画実施が求められます。こうした観点から、基本計画である重点プロジェクトを議会としても真剣に議論をしていくことを、この場を借りて呼びかけておきたいと思えます。

町長は、総合計画の冊子の中で、重点プロジェクトの推進を住民の皆さんと一緒に創造をしていきたいと結んでおられます。私は、住民の皆さんと創造していく前に、愛荘町の職場環境がどのようになっているのか。また、そうした受け皿になっているのかということ点を点検、自己点検しなければならないと考えます。

例えば、つくし保育園の拡保計画において、町長の先行的考え、国の新たな保育制度の問題点などを考察した上で愛荘町全体の保育園、幼稚園のあり方を内部はもちろん、関係団体との間で十分協議がされ、そのもとでの計画素案がまとまらない限り、用地買収に踏み込めないと推察します。

その前に、つくし保育園のあり方、そのものが問題が表面化しました。正規職員数が嘱託職員数を下回るという、公立保育園として住民サービスの提供を軽視する事態は、町長の歪んだ行財政運営の考え方にあると、私は時にこの点については危惧しているところではあります。

新年度からは第5期介護保険事業計画がスタートします。その中心課題は介護予防です。介護予防は、行政全体で取り組むことが求められて来るわけではあります。しかし、財政公益だけを追求する町長の姿勢では、介護予防に必要なサービス提供は、非常に心もとないというふうには推測、推察をせざるを得ません。

すでに、学校給食の民間委託において、多くの問題および課題が露呈してきています。加えて、指定管理者制度の導入により、受益者負担が当然なという道筋をつけ、定着をさせてきた、そのことによって町民生活が非常に脅かされてきている。こうしたことを鑑み、教育・福祉の向上への寄与は地方自治体の責務であることを再度申し上げ、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。9番、西澤久仁雄君。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。3番、城員増夫君。

○3番（城員増夫君） 3番、城員です。賛成討論を行います。平成24年度愛荘町の一般会計予算について、この予算規模につきましては、84億1,400万円で前年度比800万円の減を計上されており、各常任委員会、特別委員会や予算特別委員会において慎重審議されたものであります。

歳入につきましては、町税は28億8,033万7,000円で前年比5,330万円の増を見込まれております。個人住民税につきましては、地方税法の改正により8億3,880万円、前年度比5,990万円の増となっております。法人町民税は東日本大震災などの影響により、厳しい経済状況にあり、前年度比4,680万円、13.8%減の2億9,310万円の伸びとなっております。歳入確保に町民税の増減が大きく影響することから、景気の動向に注視し、税負担の公平性の観点から、引き続き町税の収納率の向上に努められるよう求めるものであります。

一方、歳出においては、合併後において実施されてきた大規模事業は減少したものの、電子計算運営事業や社会整備事業などのほか、愛荘町総合計画の中間年度に入ることから、後期計画を見据えた予算編成をされたものであります。

また、基金の状況は新たに合併振興基金の創設をするものの、年度末基金総額は前年度比13.6%減の30億334万円となる見込みであります。

地方債の年度末残高見込みは、前年度対比0.8%減の95億6,939万円であり、引き続き公債費の抑制に努められるようお願いいたします。予算執行においては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経費の節減と効果的、効率的な事業推進に努められるようお願いし、本予算の承認に賛成するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解をいただき、本予算の承認にご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。以上です。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する予算特別委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 着席してください。賛成多数です。

よって、議案第28号、平成24年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、同和対策特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会委員長の審査報告を求めます。同和対策特別委員会 伊谷委員長。

[同和対策特別委員長 伊谷正昭君登壇]

○同和対策特別委員長(伊谷正昭君) 同和対策特別委員会 委員長報告を行います。

平成24年3月23日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町同和対策特別委員会 委員長 伊谷正昭

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、愛荘町議会議会会則第77条の規定により、報告をいたします。

1、審査結果について、議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を原案可決。

2、審査結果について、3月9日に、同和対策特別委員会委員7名の出席がありました。質疑、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決をいたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(本田秀樹君) 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(本田秀樹君) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する同和対策特別委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(本田秀樹君) 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第29号 平成24年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務常任委員会委員長の審査報告を求めます。総務常任委員会 西澤委員長。

[総務常任委員長 西澤久仁雄君登壇]

○総務常任委員長（西澤久仁雄君） 総務常任委員会 委員長報告を行います。

平成24年3月23日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町総務常任委員会 委員長 西澤久仁雄

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果、議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過、3月7日に、総務常任委員6名の出席がありました。

質疑、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（辰己 保君） 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第30号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第5、議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第6、議案33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。教育民生常任委員会 河村委員長。

[教育民生常任委員長 河村善一君登壇]

○教育民生常任委員長(河村善一君) 教育民生常任委員会 委員長報告を行います。

平成24年3月23日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町教育民生常任委員会 委員長 河村善一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果、議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第32号 平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査結果、3月12日に、教育民生常任委員5名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険税の滞納者の生活状況の把握について、特定健診受診者の目標65%の取り組みについてなど、審査が行われ、討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり、決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、保険料改定と広域連合独自の取り組みについて、審査が行われ、討論、採決の結果、賛成多数で議案第32号 平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、地域支援事業の日常生活支援総合事業について、町高齢者福祉計画第5次介護計画設定にあたって住民アンケートの生かし方について、予算のほかに概要に記載された基本方針5項目実現の平成24年度予算への反映について、介護報酬の改定についてなど、審査が行われ、討論は反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案33号 平成24年度愛荘町介護保険

事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、議案第31号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対を表明します。

国保制度は、退職者や無職者、所得者の加入が多く、事業主の負担を予定しない精度であり、もともと加入者が支払う保険税だけでは成り立たないものとして制度がつくられています。そこで、国の責任として、国保に対する国庫負担が行われています。

ところが、1984年以来、この国庫負担がどんどん削減されてきました。かつては、国保税制の全体の半分を占めていた国庫負担が、2008年度には24.1%前後にまで切り下げられています。その結果、地方の負担が増大し、国保税の引き上げにつながっています。

このような状況のもとで、国保加入者の負担が過重になっています。テレビのニュースでも放映されましたが、お金がなくて医療機関の受診が遅れ、亡くなった人は全国で、昨年1年間に67人という深刻な事態が、全日本民衆医療機関連合会の2011年国保などの死亡事例調査報告で明らかになりました。調査は全日本民医連加盟の病院と医科診療所663カ所を対象に行いました。亡くなった67人のうち42人が国民健康保険料の滞納などで正規の保険証がないが盲点です。25人は正規の保険証ですが、高い窓口負担のために受診を控え亡くなりました。

国民健康保険事業予算、事業別説明書中、事業の目的と事業概要の欄には、平成23年6月、国において閣議報告された社会保障税の一体改革素案には、市町国保の財政運営の都道府県単位化についての取り組みが明記されており、政府与党では一体改革大綱の策定に向けた作業が進められている。こうした中、県では、このたび市町国保の都道府県単位化にかかる考え方を取りまとめた滋賀県国民健康保険広域化と支援方針に基づき、滋賀県国民健康保険広域化と協議会が組織されたと考えています。

後期高齢者医療同様、国民健康保険についても、町民が全く知らないところで重要なことが決められてしまう広域連合への道を国の方針に従って進もうとしています。被保険者の負担増により、命と健康を守れない深刻な事態を生んでいる国の姿勢を批判いたしまして、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。私は、平成24年度国民健康保険特別会計予算について、賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は、医療の確保と健康の維持増進などの国民皆保険の中核的な役割を果たしてきたところであります。

国では、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の廃止や、新たに高齢者の医療制度の構築、年齢で区分する問題の解消や市町国保の広域化などの制度の見直し等について、平成22年12月に最終の取りまとめの発表がありました。

さらに、今年2月に閣議決定をされました社会保障税一体化大綱の市町国保の財政運営の都道府県単位化についての取り組みの明記をされた上でございます。こうした中でも、県でも滋賀県の国保広域化等支援方針に基づきまして、県の国保保険広域化等協議会が組織をされ、そのまま市町国保の運営の広域化の財政の安定化などにつきまして協議が行われます。

このように、国保を取り巻く情勢は大きく変化をしている状況でございます。当町における国保の予備費は県下でも低い状況ではありますが、年々増加傾向であることから、医療特定健診、特定保健指導の実施とか人間ドック助成、レセプト点検などにより、医療費の適正化に取り組まれております。また、長引く景気低迷から保険税の低下などの影響を受けまして、国保財政に厳しい状況であります。保険税納税者につきましては短期被保険者証明とか、資格証明の発行、悪質滞納者の財産差し押さえや徹底した納税納付指導に努められており、なお不足する分につきましては一般会計からの補てんを行い、また、平成25年度の保険税改正に向けた協議もされております。国保運営協議会において十分審議され、予算編成をされたものであります。本予算の承認について賛成をするものであります。

議員各位におかれましても、ご理解をいただき、本予算のご承認にご賛同をお願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。着席してください。

よって、議案第31号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第32号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を表明します。

今回の保険料改定において、上昇を最小限に抑える努力を広域連合独自でされたとのことは、委員会の中でお聞きしましたが、根本問題は国の制度にあります。後期高齢者医療の保険料は、各都道府県の広域連合で2年ごとに改定され、75歳以上の医療費と人口の増加に伴って際限なく上がるという根本的欠陥があります。民主党政権は政権公約で廃止を掲げながら先送りし、消費税増税とセットで本案を提出するという新制度も、75歳以上を別勘定で保険料が際限なく上がるのは変わりません。

後期高齢者医療保険料の引き上げに合わせて、介護保険料の引き上げで二重の負担増となり、年金暮らしの低所得者には絶えられない負担になることが予想されます。

高齢者の健康と暮らしを守らない政府の姿勢を批判して反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありますか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。賛成する立場から討論を行います。

高齢者を中心に増大をします医療費を賄い、将来にわたり安心して医療が受けられるよう、平成20年度から後期高齢者医療制度が導入をされ、今年度で5年目を迎えるところであります。当町では大きな混乱もなく運営をしていただいております。

しかし、政府では現行政府を平成24年度末で廃止することを公約に掲げ、高齢者のための新たな医療制度の導入などを検討するため、高齢者医療制度改革会議を設置し、平成22年12月には最終とりまとめがなされたところですが、将来的に安定し

た財源確保などの課題もありまして、新制度移行のための関係者の理解を得た上で、平成24年度通常国会にも後期高齢者医療制度の廃止に向けた見直しのための法案が提出されることが明らかになっているところであります。

新制度の仕組みや移行時期など不透明な状況ではありますが、現行制度の円滑な運営を基本とし、平成24年度は2年ごとの保険料改定があり、経済情勢の大変厳しい中ではあります。増大する医療費や、厳しい財政状況に鑑みまして、必要性や緊急性を検証し、高齢者の負担軽減を抑え、保険料の軽減措置を継続するなど、高齢者が安心して医療を受けられるという、予算計上されているものであります。引き続き広域連動との連携を密にされ、高齢者へのきめ細かな対応をお願いしつつ、本予算の承認について賛成をするものであります。

議員各位におかれましても、ご理解いただき、本予算の承認のご賛同をお願い申し上げます。賛成討論として終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。着席してください。

よって、議案第32号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第33号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありますか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について、反対を表明します。

介護保険は、今年度で第4期が終わり、平成24年度から第5期に入ります。また、この予算には反映されてはませんが、既に、平成24年度から改定される介護保険料の予定額が示されています。介護をめぐるさまざまな変化や介護準備基金からの補てんが第4期に比べて少ないこともあり、引き上げやむなしという状況が伺えます。

介護保険料の値上げを抑えるためには、介護予防に努めることが必要ですが、今後、行政全体で抜本的な取り組みをしていくことが必要です。しかし、その中で現在、介護が必要な方については、介護保障していかなければなりません。ですから、愛荘町の介護給付費が増額しているということは、行政として必要な介護を適切に提供していることの表れであり、評価するところです。誰でもが必要な介護を適切に受けられることは介護保障の原点です。

しかし、この介護保障に対し、重い受益者負担を決め込んで法的補助を抑えてきた政府の姿勢に根本的な問題があります。第1号被保険者保険料の負担割合は第1期介護保険事業計画では、17%だったのが1期ごとに1%ずつ増え、第5期は21%に引き上げられました。このような状況のもとで、高い介護保険料が高齢者の生活を圧迫しています。こうした事態の大元には国庫負担が2割しかないという制度の矛盾があります。介護保険が始まった時、介護保険開始以前は介護費用の50%だった国庫負担は25%とされ、その後23%程度に引き下げられました。介護給付の半分は第1号、第2号被保険者の保険料で賄われており、国の負担では在宅介護は25%、施設介護が20%です。

その一方では、国は地域包括ケアシステムの実現を方針に掲げ、愛荘町高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画に納入されています。このような大きな方針を実現させるためには、国の負担割合を大幅に増やさなければならないことは明らかです。

ところが、政府は国庫補助を増やすのではなく、昨年改定された介護保険法において、地域支援事業の中に、新たに介護予防軽度者の介護サービスを取り上げる恐れのある日常生活支援総合事業を創設、ヘルパーによる掃除、洗濯、調理などの介護報酬の削減によって、在宅の高齢者に対する生活援助を縮小する、また医療ニーズの高い人の退所を迫る仕組みをつくり、法律化重度化の観点からコストの高い施設から在宅へ、医療から介護への流れを一層強めています。安上がりのサービスに移行させる、地域包括ケアシステムの実現を打ち出す政府の姿勢は無責任そのものです。

第5期介護保険料改定についても、被保険者への負担割合を増やし、負担増を押し付けておいて、国の負担割合引き下げ路線を図っている政府の国民いじめの姿勢を批判して反対討論いたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。私は、平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に賛成をする立場から討論を行います。

高齢者の尊厳の保持と自立支援を重点に介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって、12年が経過をし、着実に定着をしております。

また、高齢者の進展とともに、介護に関する問題は避けて通れない存在になっております。要介護認定者数も増加の一途をたどっています。

こうした中で、平成24年度から3カ年の第5期介護保険事業計画では、重点課題であります一人ひとりが目が行き届く地方包括システムケアを着実に推進をするため、安心して生き生きと暮らせる町の実現に向けたサービス体系の構築が求められています。これらの視点に立って、これまでの実績を踏まえながら、変化する高齢者像を見据え、必要な介護サービスの提供に努められているとともに、引き続き制度への理解促進などにより、保険料の収納対策に努められ、保険給付費の財源確保や、地域支援事業を核とした介護予防事業により一層の取り組みをお願いをするものであります。

計画内容とともに、本予算につきまして、介護保険運営協議会等で審議をされ、予算編成をされたものであり、承認について賛成をするものであります。

議員各位におかれましても、ご理解をいただき、本予算のご承認を、賛同を、お願いをいたしまして、討論を終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。着席してください。

よって、議案33号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、産業建設常任委員会の審査報告を求めます。産業建設常任委員会 竹中委員長。

〔産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 産業建設常任委員会 委員長報告を行います。

平成24年3月23日

愛荘町議会議長 本田秀樹様

愛荘町産業建設常任委員会 委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会
会議規則第77条の規定により、報告します。

1、審査結果、議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算を原案
可決。

2、審査経過、3月9日に、産業建設常任委員5名の出席がありました。

質疑、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第34号 平成24年度愛荘町下
水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（本田秀樹君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する産業建設常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって
委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。着席してください。

よって、議案第34号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計予算は、原案のと
おり可決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時55分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま報告1件、議案7件が提出されました。これを日程に追加

し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、報告1件、議案7件の8件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎報告第7号の上程、報告

○議長（本田秀樹君） 追加日程第3、報告第7号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案書の1ページでございます。報告第7号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について述べさせていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成24年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書について別冊のとおり報告をさせていただきます。

それでは、別冊の平成24年度における収支予算書、資金計画書をご覧をいただきたいと思います。この土地開発公社につきましては、町有地の拡大の推進に関する法律に基づき、設立団体の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、公共用地となる土地の取得、造成事業を実施するものでありまして、現在は5市6町で構成しているものでございます。

1ページの事業計画であります。平成24年度におきましては、新規の申し出予定もありませんので、公社保有物件の適正な管理に努めるとともに、平成24年度で償還満了となる事業用地を当該団体に譲渡することとしており、面積4,895㎡、価格にしまして3,252万円を処分する予定でございます。

2ページの借入利率等につきましては前年度と同一の1.875%であります。また、会期の開催等について記載されてございます。

次に3ページの収支予算であります。総額を2,409万3,000円と定めてございます。

5ページに移っていただきまして、事項別明細書でございますが、まず、収入でござ

ざいますが、事業収入につきましては、申し出団体からの償還残高金収入といたしまして 2,026 万 9,000 円、借入金は新規事業の申し出予定がなく課目設定のみの 2,000 円でございます。

6 ページの事業代収入は利息収入、諸収入合わせまして 4,000 円、繰入金は財政調整基金 231 万 8,000 円を取り崩し、繰越金は 150 万円を見込んでございます。

支出につきましては、会議費といたしまして 7 万 9,000 円、総務費につきましては、事務局費、事務局運営費、調査研究費合わせまして 354 万円。

8 ページの事業費でございますが、新規の申し出予定がございませんので、それぞれ課目設定のみの 4,000 円、借入金償還金につきましては、申し出団体から償還を受けました事業資金償還金 2,026 万 9,000 円、積立金につきましても、課目設定のみの 1,000 円、予備につきましては 24 万円を計上させていただきます。

9 ページの資金計画でございますが、事業資金につきましては平成 23 年度末残高が 3,548 万 6,000 円の見込みで、24 年度中に 1,969 万 7,000 円を返済し、平成 24 年度末残高は 1,578 万 4,000 円となる見込みでございます。

これら平成 24 年度の事業計画、収支予算、資金計画につきましては、平成 24 年 2 月 27 日開催の滋賀県市町土地開発公社設立団体協議会総会におきまして、すべて原案どおり可決されておりますことございまして、以上、報告とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） これで報告第 7 号を終わります。

◎議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 4、議案第 35 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（宇野一雄君） 追加議案書の 2 ページでございます。議案第 35 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

愛荘町の豊かな歴史的、文化的遺産や優れた自然景観等を地域資源とした活用した愛荘町まちじゅうミュージアム構想を強く進めますとともに、愛荘町の西のランドマークでもございます中山道の街道交流館整備を含めた中山道再生整備事業、合わせて集落コミュニティや民間非営利組織の促進等、一体化したまちづくりを推進すること

といたしました。

このため、新しくまちづくり推進室を設置することとし、これまで教育委員会が所掌しておりました文化政策のうち、文化財に関する業務、文化芸術に関する業務、これはハーティーセンター等のシュッサン業務でございますが、これと町民文化の振興、まちづくり分野を切り離しまして、町民文化の振興を、まちづくり分野を町長部局所掌事務として移行しようとするものでございます。

また、行政需要が増大し、複雑多様化しております農林商工課所掌事務につきまして、農林分野と商工観光分野に切り離し、農林分野につきましても農林振興課に、商工観光分野につきましても商工観光課に改めようとするものであります。

条例文案でございますが、第1条中政策調整室の次の項に、まちづくり推進室を加え、農林商工課を農林振興課に改め、同項の次に次の1項を加えるといったことで、商工観光課を加えます。

第2条政策調整室の項中第9号を第10号といたしまして、同項第8号の次に、次の1号を加えるといったことで、国際交流（愛荘町国際交流協会）に関することを加えさせていただきます。

その他、新設いたしますまちづくり推進室、農林振興課、商工観光課の事務文掌を定めるものでございます。

よろしくご審議いただき賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第35号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第5、議案第36号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第36号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書の4ページから5ページと、説明資料でございますが、7ページから12ページを合わせてご覧いただきたいと思っております。

説明資料の7ページでご説明を申し上げたいと思っております。まず、愛荘町介護保険条例の一部を改正する理由でございますが、介護保険法第117条の規定により、介護保険事業計画は3年に1度見直すことになってございます。平成24年度から26年度が第5期の介護保険事業計画となるわけでございますが、この第5期の介護保険事業計画に基づき、第5期計画中の介護保険料および保険料率を改定するために、条例改正をお願いするものでございます。

改正する条例の要旨でございますが、第9条の保険料率でございますが、まず施行期間変更ということで、21年度から23年度までが第4期でございましたので、平成24年度から26年度までということに改めさせていただきます。

そして、保険料率、保険料の従来基本的な6段階制をとらせていただいておりますが、県下の状況等も同様でございますが、低所得者に配慮をした多段階制の導入ということをお願いするものでございます。介護保険法施行令第38条、保険料率の算定に関する基準というのが基本的な今日までの根拠法令でございます。

それから、施行令第39条、特別の基準による保険料率の算定、これを根拠とした保険料率に変更をしていくものでございます。

第11条でございますが、賦課記述後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合でございます。これにつきましては、第9条の変更を受けて、これも修正をさせていただくものでございます。

そして、第14条の第2項の中に、一部誤りがございますので、その語いの改めをさせていただきたいということで、現在「閏じゅん年」と書いてございますが、二重になってございますので、「閏年」に改めさせていただくものでございます。

そして、付則に1条付け加えるということで、第4条平成24年度から26年度ま

でにおける保険料率の特例ということで、これは低所得者の低減対策でございます。第3段階を2区分化することにより1条を追加するものでございます。その根拠でございますが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等および経過措置に関する政令の附則第16条を適用するものでございます。ということで、これによりまして第3段階を2区分化する、時限立法的なものでございます。

そして、これらによりまして、条例第9条の第1号から第7号までの各保険料の額が、説明資料8ページに掲載しているとおりでございまして、条例第9条の第1号が第1段階になるわけでございます。第2号が第2段階というようになりまして、第4号の第4段階が基準額でございまして、年額5万6,400円、月額にしますと4,700円になるわけでございます。

そして、先ほどの付則第4条の部分が第3段階で2分されております基準額×0.63で、年間保険料3万5,932円、月額2,961円となるものでございます。なお、この中で第5段階の190万円未満という金額があがってございますが、これにつきましては、介護保険施行規則改正に伴いまして、従来200万円という基準でございましたが、190万円に変更をさせていただくものでございます。

そして、議案書の5ページの下の方に書いてございますように、付則といたしまして、施行期日、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございまして、経過措置といたしまして、2項に改正後の第9条の規定ならびに付則第4条の規定は平成24年度分の保険料から適用をし、平成23年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江です。

私も介護保険の事業の策定委員会など聞かせていただいた中で、本当に保険料改定についても、数々の努力があったというふうなことは認めるところです。やはり、前回、第4期においては基金がたくさんあったけれども、今回はそんなにない。それで、こういうふうな引き上げやむなしということになったことは認めます。

とは言え、この議員と行政の間はこれでいいかと思うのですが、やはり、対町民と

なると、やはり 1,000 円以上の引き上げ、まあまあいづれにしても引き上げになりますので、所得の高い人の大幅な値上げ、低い人は 1,000 円以下ですけれども、引き上げられます。やはり、説明責任をどう果たすかということは、よりしていただかなければならないと思います。

それで、どのように説明責任を果たされるのかということと、大勢の方に対して、こちらから説明をしていく場合、いろいろな文書を使ってしていく、広げていく場合、それと、保険料が算定されて、個々に届く、通知が届いた場合に、ああつとびっくりして役場の方に問い合わせがくる場合、その時にもやはり丁寧に、町民さんにわかるように説明していただきたいということを求めますけれども、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄） ただいまの瀧議員のご質問、町民の皆さまへの説明責任はというようなことですが、まず、4月におきましては、広報4月号で介護保険料の基準額を説明を載せさせていただきます。それとまた、仮算定や、その他の時にも資料を同封させていただきますが、それ以外に、やはり、住民の皆さまに今回の大きな値上げになる理由を、正しくご承知いただきたいということで、4月に入りますと、また4月、5月のうちに秦荘・愛知川両老人クラブ連合会さんが寄られると思われます。その各老人クラブの代表者の方がそれぞれ連合会組織に寄られるので、そういう機会を利用いたしまして、各字の代表者の方に説明をさせていただきたいということで現在、調整をいたしているところでございます。

そして、やはり、それを広くおろしていきたいということで、まず代表者の方にご理解をいただいた上で、また会合等をされる時にお知らせをいただきましたら、そういう席上でまたご説明も申し上げたいと思っておりますし、できるだけ機会を捉えて、今回は特に大幅な値上げということでございますので、できるだけ多くの機会を捉えて説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。議案36号 愛荘町介護保険

条例の一部を改正する条例について、反対を表明します。

第5期介護保険事業計画を策定されるにあたり、第4期までの介護保険事業計画策定委員会とは異なりました。第5期計画では行政が示した計画資料に対し、委員さんから積極的な意見や資料分析がなされた結果、計画冊子が年度内に仕上げられないほど厳しい協議が行われました。介護保険料の確定においても、財源根拠が愛荘町の枠という制限の中で、徹底した分析により、少しでも保険料負担の軽減に努められたことには敬意を表します。

町策定委員会のかんがいの努力があったとはいえ、その苦勞をさせる大元は、政府にあります。先の平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の討論でも述べましたが、第1号被保険者保険料の負担割合は、保険料改定ごとに引き上げられ、その一方、国庫負担は引き下げられています。

また、保険料の大幅引き上げの背景として介護職員の賃金を月1万5,000円程度引き上げてきた処遇改善交付金1,900億円を4月から打ち切り、その代わりに介護事業所に加算される介護報酬の財源は、保険料、利用料、国と地方の公費で持つということがあります。交付金を廃止して、介護報酬の加算で手当をすれば、保険料や利用料があがり、国の支出は1,400億円も減ることになります。

保険料アップにつながらない方法で介護労働者の賃金を月4万円程度引き上げるという民主党の2009年の政権公約を投げ捨てるものです。公約どおり、国の負担を増やし、国民への負担を軽減することを訴え、速やかに国の責任を果たすことを求め、反対討論といたします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。議案36号 介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

本格的な高齢者社会を迎えている我が国では、介護を必要とする高齢者が急速に増えています。また、全国的に見ても、介護の長期化や介護度合いによっては重度化により、介護に要する費用も著しく増加しています。

こうした中、介護保険法では3年に1度の計画を見直すことになっており、当町においても今期、第5期介護保険事業計画を策定していただきました。計画の策定にあたっては、第4期計画の実績と現状を踏まえた第5期の最終の平成26年度に目標水準を置き、特にサービス必要量や、これに伴う介護給付費を綿密に見込んでいただい

たと説明を受けました。

これらの観点に立って、保険給付費の重要な財源である第1号被保険者の介護保険料については、たび重なる策定委員会や作業部会の活発なご討議をされ、現在第6段階から7段階とし、さらに第3段階を細分化して所得の低い方の保険料費を軽減されています。すなわち、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料が設定されています。

今後も必要な介護サービス量の提供に努められるとともに、引き続き、制度への理解促進と合わせて保険料の収納対策に努められ、効率的な介護保険運営となるよう適切な計画の進行管理を行い、高齢者の住みなれた地域で安心して暮らせるように努められたい。以上の を持ちまして、議案第36号に賛成するものです。

議員各位におかれましても、ご理解をいただき、承認にご賛同お願いし、賛成討論を終わります。

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議案第36号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決しました。

暫時休憩します。1時15分の再開とさせていただきます。

休憩 午後12時22分

再開 午後 1時15分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第6、議案第37号 東近江行政組合への加入につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案書の6ページでございます。議案第37号 東近江行政組合への加入につき議決を求めることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、消防に関する事務を共同処理するため、平成 24 年 10 月 1 日から、次の規約により、東近江行政組合に加入することにつき、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

提案の理由といたしましては、近年、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境の変化に対応した消防体制を構築することが普通となっております。

国では、平成 18 年に消防組織法が改正され、管轄人口 30 万人以上とした市町村の消防の広域化に関する基本指針を作成をされ、また、消防救急無線につきましても、平成 28 年 5 月までにデジタル化に移行することとされました。

そして、平成 20 年には、滋賀県消防広域化推進計画を策定し、愛知郡と東近江消防本部の広域化が明記をされておりました。こうした状況の中で、さまざまなスケールメリットの活用による消防体制の技術強化を図るため、消防の広域化に向けて、東近江消防、愛知郡消防広域化協議会において、協議をし、消防に関する事務を共同処理するため、平成 24 年 10 月 1 日からの別紙の規約による東近江行政組合に加入するものといたします。

次のページの東近江行政組合同規約でございまして、第 1 条 組合の名称は東近江行政組合という。

第 2 条では組合を構成する市町に愛荘町を加える。

第 3 条 共同処理する事務について、構成市町とその共同処理する事務について表掲示とし、第 5 号に掲げる消防に関する事務に愛荘町を加える。

第 4 条 事務所の位置を東近江市今崎町 5 番 33 号に置く。

第 5 条 組合議会の議員定数を 18 人とし、組合市町の定数として、愛荘町の議員定数を 2 人とする。

9 ページに移っていただきまして、第 6 条 議員の選挙、第 7 条 補欠選挙。

第 8 条 組合議員の任期、第 8 条の 2 一部の市町にかかるものの議決については、当該事件に係る組合議員の過半数の賛成が必要となる特別議決条文を新たに加える。

第 9 条 議会の議長および副議長、第 10 条 執行機関の組織、第 11 条 管理者及び副管理者、第 12 条 管理者及び副管理者の任期、第 13 条 会計管理者、第 14 条 職員、第 15 条 監査委員。

第 16 条 経費の支弁につきましては、次のページの第 3 号によりまして、消防に関する事務に要する経費の支弁方法については、当該会計年度の地方交付税にかかる消防費基準財政需要額を定めてございます。

付則といたしまして、この規約は平成 24 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 37 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第 37 号 東近江行政組合への加入につき議決を求めることについてを議題には、原案のとおり可決しました。

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第 7、議案第 38 号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案書の 12 ページでございます。議案第 38 号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更について、ご説明させていただきます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、愛知郡広域行政組合で共同処理する事務を変更し、愛知郡広域行政組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、今ほど議案第 37 号でご説明いたしましたように、平成 24 年 10 月 1 日から、愛知郡広域行政組合で共同処理する事務のうち、消防組

織法および消防法に ところによる消防事務、ただし消防団に関する事務は除きますが、東近江行政組合に移管するものでございます。

次のページの愛知郡広域行政組合格約の一部を次のように改正するというので、第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号するものでございます。

付則といたしまして、この規約は平成24年10月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第38号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務および規約の変更については、原案のとおり可決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第8、議案第39号 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。理事。

○理事（細江新市君） それでは、議案第39号につきまして、説明をさせていただきます。議案書の14ページからでございます。損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解についてでございます。

大津地方裁判所彦根支部、平成23年（ワ）第223号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決をお願いするものでございます。

当事件につきましては、被告5社4名は、原告愛荘町に対し、連帯して損害賠償金として、元本5,383万円、遅延損害金858万2,799円および元本5,383万円に対する平成23年6月8日から支払済みまで、年5分の割合による遅延損害金を支払うよう、平23成年6月24日付けにおいて、大津地方裁判所彦根支部に訴訟を提出した事件でございます。

このたび、被告ら全員と和解をしようとするものでございます。和解の要旨につきましては、議案のとおりでありまして、被告らの各支払額等は詳しく先ほどの議会全員協議会で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、森隆一君。

○13番（森 隆一君） 13番、森。先ほど、全協では聞いたのですが、今預かり金の一部を国に返すということで、そのことは納得はしていないのですが、一応理解させていただきました。

しかし、そのほかに町の方でお受けになる遅延損害金というのがあると思うのですが、これもやっぱり国の方に返すのか、あるいは、これは損害金として町の方でいただいておくものなのか、ちょっとその部分を聞きたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（本田秀樹君） 理事。

○理事（細江新市君） 先ほどの全員協議会の方で説明をさせていただきましたけれども、議決をいただきましたら、この議決を持って裁判所の方へ報告をさせていただいて、受諾和解の申請に入っていきます。

その時点で、和解日の設定をされ、和解日までの遅延損害金について請求をさせていただく。総額につきましては、元本および遅延損害金、合計額になるわけですが、そこから平成17年の公共下水道事業の補助金を返還しなければなりません。

それと合わせて、起債を借り上げておりますので、起債におきましても一部繰上償還をすると、なおかつ、これら裁判の費用につきましては、町におきましても着手金のみしか支払っておりませんし、それから住民訴訟における勝訴、相手の弁護士日当においても支払いをしなければならない。一部分割がございますし、こちら辺についてはこれから試算をしなければなりませんけれども、ほとんどの額がやはり支出をしなければならないかなというようなことを思っておりますけれども、今後支払いに

については、当然、繰上償還の補助金の返還も予算で上程をさせていただきますので、その時また詳しく説明をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。
これより、議案第39号を採決します。この表決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。着席してください。
よって、議案第39号 損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解については、原案のとおり可決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第9、議案第40号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第13号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 議案書の17ページでございます。議案第40号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第13号）をご説明させていただきます。

平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。
第1条 地方自治法第213条第1項に規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

18ページの第1表 繰越明許費でございますが、追加といたしまして、総務費の財産管理事業につきまして、町道長野南中央線他道路改良工事の工期遅延によりまして、964万7,000円を、平成24年度に繰り越しさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、議案第40号 平成23年度愛荘町一般会計補正予算（第13号）は、原案どおり可決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第10、議案第41号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監（田原秀郷君） 議案書の19ページをお願いいたします。議案第41号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,880万5,000円とするものであります。

事項別明細書の方の22ページをお願いいたします。まず、補正の内容としましては、平成17年度に入札妨害行為に伴う損害賠償の請求を行い、平成23年4月9日に刑が確定されたことに伴い、一部減債金の2分の1の400万円を国庫補助対象事業であることから、返還するものであります。

歳入では、雑入として400万円の追加、歳出では公共下水道事業費の償還金として400万円の追加を行うものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 賛成多数です。よって、議案第41号 平成23年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案どおり可決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時34分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議提2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎議提第3号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 追加日程第11、議提第3号 議員派遣についてを議題にします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提第3号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎議提第4号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 追加日程第12、議提第4号 委員会の閉会中における継続調査についてを議題にします。

広報常任委員会委員長から委員の任期中において、また教育民生常任委員会委員長

から閉会中にも継続調査につきたい旨、別紙の申し出がありました。この申し出のとおり閉会中の継続調査に服することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 委員会の閉会中における継続調査については、閉会中も継続調査に服することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 追加日程第13、意見書第1号 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。4番、高橋正夫君。

〔4番 高橋正夫君登壇〕

○4番（高橋正夫君） 意見書第1号 環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年3月23日	提出者	愛荘町議会議員	高橋正夫
	賛成者	同	竹中秀夫
	賛成者	同	村木嘉博
	賛成者	同	外川善正
	賛成者	同	辰己 保

愛荘町議会議長 本田秀樹様

環太平洋経済連携協定（T P P）交渉に関する意見書

昨年11月11日に野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加に向け、関係国との協議に入るとの方針を表明した。この関係国との協議とは、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明である。

TPP交渉への参加は、農林水産業をはじめ、医療、社会福祉、金融、保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内制度の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活に計り知れない影響を与えるものである。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興が未だ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは、到底容認できるものではない。

こうした我が国の将来に関わる重要な課題を包含していることに鑑み、TPP交渉への参加問題については、国会において、慎重に審議するとともに、国民に対し、詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって、国会および政府におかれては、わが国の国民生活、社会に与える影響を十分考慮し、下記の対応を実施されるよう強く求める。

記 1、TPPによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したTPP交渉への参加方針は即時に撤回すること。2、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）において、我が国の食料安定保障の観点から、必要な関税による国産農畜産品の保護や、誰もが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度・仕組みを堅持する方針を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家戦略担当大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、意見書第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（本田秀樹君） 全員賛成です。よって、意見書第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書は、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（本田秀樹君） これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成24年3月愛荘町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時43分

○議長（本田秀樹君） 町長、あいさつ。

○町長（村西俊雄君） 今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会で可決いたしました平成24年度一般会計予算は84億1,400万円、対前年0.1%減で、ほぼ前年並みとなりました。841やよい予算と覚えやすい数字となりました。特別会計は6会計で42億7,800万円、両会計合わせまして126億9,200万円を計上させていただいたところでもあります。

合併後6年を経過し、学校、幼稚園、給食センター、スポーツ公園など、教育施設の充実を中心に投資してまいりましたが、来年度は愛知川小学校、愛知川町東小学校の冷暖房空調設備を整備いたしますと、ほぼ大型の投資は終えることとなります。この間の教育施設投資額は、約35億5,000万円となりましたが、その財源は相次ぐ国の緊急経済対策や、合併特例債、教育施設整備基金を有効に活用してまいったところでもあります。その結果、年度末の起債残高は96億1,700万円、各種積立金、基金の残高は30億7,300万円となりました。歳入比率は上昇をしていきましたところから、起債の繰上償還を進めるなど、効率的な財政運営に努めてまいっている所存であります。

24年度は、安心して子どもが育てられる町を目指し、保育環境の整備、またますます高齢化が進む社会に対応できる医療と福祉のあり方、広域行政の枠組み、町の活性化を図るまちづくり、防災計画の見直しなど、将来に備えるための基礎をつくって

まいりたいと考えております。

今議会提案させていただきました案件は24年度の一般会計案件など、合計41案件につきまして、慎重審議のうえ、すべて可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重な意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、3月議会閉会の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（本田秀樹君） 大変ご苦勞さまでございました。

このあと、2時から全員協議会を開催させていただきますので、よろしくお願いたします。大変ご苦勞さまでございました。

上記会議の次第は事務局長 山田清孝の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 2 番